

深川市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱を次のように定める。

平成25年3月25日

深川市長 山下 貴史

深川市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、深川市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年深川市条例第2号）第7条の規定に基づき、深川市、深川市水道事業及び深川市病院事業（以下「深川市」という。）が締結する契約等から暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）の不当な介入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の契約
 - イ 設計、測量等の工事に係る業務委託の契約
 - ウ 清掃、施設管理等の工事に係らない業務委託の契約
 - エ 財産の貸付、売払い及び物品の借入れ、購入等の契約
 - オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）との施設の管理に関する協定
- (2) 資格者名簿登録者 深川市競争入札参加資格関係事務処理要綱（昭和54年深川市訓令第12号。以下「処理要綱」という。）第4条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されている者をいう。
- (3) 役員等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 法人である場合は、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者
 - イ 法人格を有しない団体である場合は、代表者、理事及び経営に実質的に関与している者
 - ウ 個人である場合は、その者及び経営に実質的に関与している者
- (4) 法人等事業者 個人、法人又は法人格のない団体であって、第1号の契約等に係る事業を行っているもの又は行おうとするものをいう。
- (5) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (6) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (7) 暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。
- (8) 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者 役員等が暴力団である者又は暴力

団員がその経営に実質的に関与している事業者をいう。

- (9) 不当介入 本市の契約等の相手方に対して行われる契約等の履行に関する不当要求（事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求をいう。）及び妨害（契約等の適正な履行を妨げる行為をいう。）をいう。

（入札参加除外の措置）

第3条 市長は、北海道警察等からの通知等により、資格者名簿登録者及びその役員等が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、深川市入札制度検討委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、競争入札への参加資格の取消し又は停止の措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。

- (1) 暴力団等である場合又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用等をしたと認められるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 暴力団員から不当介入を受けたときに行うべき市への報告及び市の指導に基づく北海道警察への届出について、特別の事情もなく、その報告及び届出を怠ったと認められるとき。

2 前項の入札参加除外措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間において、入札参加除外措置を行うものとする。

- (1) 前項第1号に該当する場合 当該認定をした日から24月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで、資格者名簿登録者の資格を取り消す。
- (2) 前項第2号から第5号までに該当する場合 当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで、競争入札参加資格を停止する。
- (3) 前項第6号に該当する場合 当該認定をした日から8月の間、競争入札参加資格を停止する。

3 前2項の規定は、入札参加除外措置を受けた資格者名簿登録者を構成員とする共同企業体について適用する。

4 市長は、第1項の規定により入札参加除外措置の決定をしたときは、処理要綱第7条第2項の規定を準用する。

5 第1項の規定は、指定管理者の申請について準用する。

（入札参加除外措置の解除）

第4条 市長は、前条の規定に基づき、入札参加除外措置を行った資格者名簿登録者（以

下「入札参加除外者」という。)が、次の各号の全てに該当する場合は、委員会の審議を経て、入札参加除外措置を解除することができる。

(1) 前条第1項各号毎に同条第2項に定める期間を経過していること。

(2) 前条第1項第1号から第5号までに該当する場合は、北海道警察からの通知等によりその該当事由が改善されたと認められること。

(勧告措置等)

第5条 市長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の審議を経て、資格者名簿登録者に対し、必要な措置を行うよう勧告又は注意喚起をすることができる。

(資格者名簿登録申請からの排除)

第6条 市長は、処理要綱第3条第1項の審査を行うに当たり、次の者からの申請は認めないものとする。

(1) 入札参加除外者

(2) 資格者名簿登録者以外の者で、北海道警察等からの通知等により第3条第1項第1号から第5号まで又は処理要綱第2条第1項第4号に該当する法人等事業者

(競争入札からの排除)

第7条 市長は、競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加資格を認めないものとする。

2 市長は、入札参加資格を認めたものが、契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 市長は、前項の規定により当該入札の参加資格を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第8条 市長は、入札参加除外者及び暴力団等を随意契約の相手方としないものとする。

ただし、当該契約の目的及び内容から市長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

(指定管理者からの排除等)

第9条 市長は、法人又は法人格を有しない団体の役員等が、暴力団等である場合は、指定管理者に指定しないものとする。

2 市長は、指定管理者がその指定期間中に第3条第1項第1号から第5号までに該当すると認められた場合は、当該指定を取り消すものとする。

(下請負等の禁止及び下請契約の解除等)

第10条 市長は、入札参加除外者及び深川市の競争入札参加資格者名簿の登録の有無にかかわらず北海道警察等から、法人等事業者及びその役員等が暴力団等又は第3条第1項第1号から第5号までの規定に該当する旨の通知等を受けた者を市発注の建設工事等に係る下請負人(一次及び二次下請以降全ての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。)又は受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。以下同じ。)とすることを認めないものとする。

2 市長は、契約の相手方が入札参加除外者及び深川市の競争入札参加資格者名簿の登録

の有無にかかわらず北海道警察等から、法人等事業者及びその役員等が暴力団等又は第3条第1項第1号から第5号までの規定に該当する旨の通知等を受けた者を下請負人又は受任者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、契約の相手方に対して、当該契約の解除を求めることができる。

3 前2項の規定は、共同企業体について適用する。

（契約の解除等）

第11条 市長は、契約の相手方が第3条第1項第1号から第5号までに規定する入札参加除外措置を受けたとき及び前条第2項（同条第3項で適用する場合を含む。）の契約の解除の求めに従わなかったときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約の相手方は、契約書に記された賠償金を支払わなければならない。

（不当介入に対する措置）

第12条 市長は、契約等の相手方が契約等の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けたときは、市長への報告を求めるとともに、北海道警察への届出を指導するものとする。

2 市長は、契約の相手方の下請負人等が、暴力団等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し前項と同様の措置を行うよう、契約の相手方に指導を求めるものとする。

3 市長は、契約の相手方又は下請負人等が前2項の不当介入を受け、適切に報告及び届出が行われたと認められる場合にあつて、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じるものとする。

（関係機関との連携）

第13条 市長は、本要綱の運用に当たっては、北海道警察との密接な連携のもと行うものとする。

（入札参加資格停止等の公表）

第14条 市長は、第3条第4項に基づき入札参加等除外措置を行ったときは、入札参加除外者の名称、所在地及び除外措置の期間等を公表することができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。